

日系アメリカ人の謝罪と賠償請求運動

—サクラメントの視点より—

ウィリアム・アンダーウッド*

The Japanese American Redress Movement:

A Sacramento, California Perspective

William J. Underwood

Abstract

This article employs a case study approach in describing the Civil Liberties Act of 1988, U.S. congressional legislation which granted a national apology and \$20,000 to each ethnic Japanese incarcerated by the federal government during World War II. It is concluded that the "John Kingdon model" of the legislative policy making process provides an effective academic framework for exploring the interaction of Congress, the JACL national interest group, and grass-roots activists in Sacramento, California. Primary sources of data consisted of interviews representing congressional, national interest group, and grass-roots activist perspectives. U.S. government documents also were utilized. The article examines the development of the Japanese American Redress Movement at both the national and Sacramento levels.

キーワード：強制収容、謝罪と賠償、キンダンモデル、問題認識の動向、政策の動向、政治的動向、政策の企画推進者

背景と目的

合衆国憲法修正第一条(the First Amendment of the U.S. Constitution)は国民に米国政府への損害賠償の請求権を与えている。1787年に合衆国憲法が制定されてからこれまでの210年間に、この条項は1988年に発令された自由公民権法(Civil Liberties Act of 1988—公衆法第100条383項)ほど効果的に利用されたことはないと言える。具体的には、この法律により、第二次世界大戦中に米政府によって強制収容された日系人全員に対して、1人当り2万ドルの非課税賠償金と国の謝罪文が渡されることになったことをさす。これは20年に渡り日系人団体と他の民族団体とが共同して行った議案の立案と同意の取り付けが勝利を収めたことを意味する。自由公民権法の賠償金に対する10年間の申請期限は1998年8月10日に終わった。この期限までに米国司法省の統計によると、

約16億ドルが強制収容された日系人81,828人に支給された。米政府の国際的な搜索にもかかわらず、約1,750人が見つけられなかった。¹

日本軍の真珠湾攻撃の10週間後の1942年2月19日に、ルーズベルト(Franklin D. Roosevelt)大統領は大統領令第9066号(Executive Order 9066)に署名した。これにより米軍の司令官にはカリフォルニアの全州、ワシントン州とオレゴン州の西半分、アリゾナ州の南半分の地域から日系人全員を強制的に立ち退かせる権限が与えられた。サボタージュとスパイ行為の危険性があるという理由で110,723人の日系人を米軍はアメリカ内陸部に設けられた10ヶ所の収容所に強制収容した。戦時民間人強制退去局(the Civilian War Relocation Authority)によれば、監禁された日系人の数は最終的には120,313人になった。これは収容所内で誕生した人とハワイ州から移動収容された日系人のため、人数が増えたことに因る。

*教養部

平成10年9月30日受理

収容所は鉄条網に囲まれ、その見張り塔の上には機関銃を持つ兵士が立っていた。そのような収容所にほとんどの日系人が約3年間監禁された。その約三分の二は、二世と呼ばれるアメリカで生まれた米国市民権を持つ人々であった。

19世紀のゴールド・ラッシュ時代以降、カリフォルニア全州においては、特にサクラメント大平原の白人農民のアジア人に対する強い反感から、大変に酷い人種差別が行われていた。第二次大戦以前にサクラメント市内に存在した日本人町には約5,000人の日系人が住んでいた。サクラメント郡のフローリンという農業地域には約2,500人が住んでいた。² フローリン村の日系人は働き者で、ブドウ畠のブドウの木と木の間に苺を栽培したので、フローリンは世界一の苺の首都と呼ばれるまでになった。しかし、ついにサ克拉メント地方の日系人は4ヶ所の強制収容所に分散して収容された。収容される時の携帯品は自分の両手に持つていいける荷物だけに限られ、また短期間に内に自宅からの立ち退きを実行しなければならなかつたため、ほとんどの日系人は事実上すべての財産と私有物を失う羽目になった。

政治的に見れば、この強制収容事件の40年後になっても金銭的な損害賠償が確保できる可能性はほとんどなかった。1980年の国勢調査で日系アメリカ人は全国人口のほんの0.3%を占めるにすぎなかつた。その半分ほどはハワイ州に住んでおり、強制収容の対象にならなかつたので、賠償活動には関心があまり高くないはずであった。残りの日系人のうち、約85%はカリフォルニア州に集中的に住んでいた。³ このように、政治に対して消極的な日系人社会は人口統計的にも割合が小さく、居住地の地理的位置にも偏りがあるため、国政選挙への影響力が些細であった。また、1980年代の初めは連邦政府の財政赤字がちょうど急激に上昇した時期に当り、政策上でも16億ドルの賠償金を予算に計上することは困難であった。議会でもホワイトハウスでも一般国民の間でも保守的なイデオロギー的風潮が流行していた。とくにロナルド・レーガン (Ronald Reagan) 大統領の政権下で、人種差別に対する賠償や少数民族の権利に関する立法は大変に不人気な話題であった。それにもかかわらず、日系人に対する賠償運動はすべての障害に打ち勝つことができた。

この事例研究の目的は、自由公民権法の立法化のために米国議会と日系市民協会 (Japanese American Citizens League) とサクラメントの草の根運動家達がどの

よう影響し合ったかを研究することである。また、議会立法政策立案過程にジョン・キンダンモデル (John Kingdon Model) を適用してこのモデルを評価することも目的としている。日系人に対する賠償運動という問題が日系人社会内の民間組織の議題に1960年代に初めて出された時から、1987年に米国議会での議題に到達するまでの経過を追跡する。損害賠償問題は合衆国憲法下で民主的な政府を持つシステムでは不可欠な要素であり、今日も依然として堅守されている共有認識であるので、この研究が微力ながらもこの共有認識に貢献することも目的の一つである。

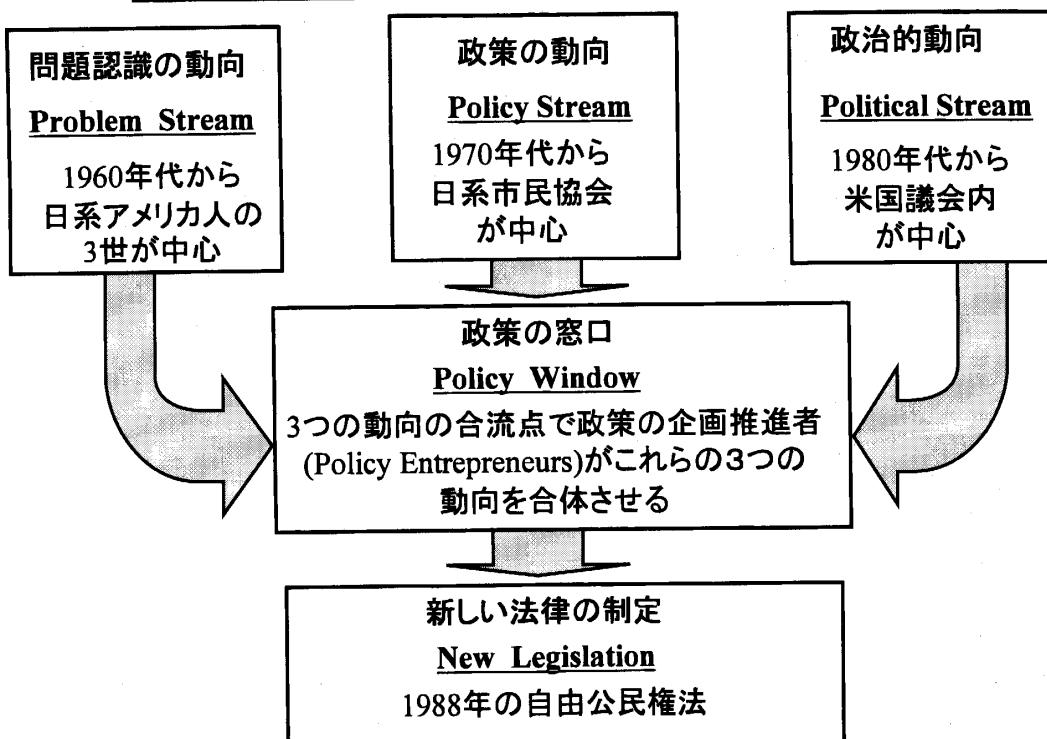
モデルと資料

キンダンの著した *Agendas, Alternatives, and Public Policies*⁴ に示された学術的枠組みに従い、自由公民権法に関する米政府と政府外の団体との力関係の特徴を取り上げる。キンダンモデルの柱となる要素は(1)問題認識の動向、(2)政策の動向、(3)政治的動向である。これら三つの動向はお互いに作用しあいながらも独自に展開する。しかし、最終的な局面ではこれらの3つの動向が結合し、議会の議題内容の変更と新しい法律の制定を可能にする。(各動向については後で説明する。) これらの3つが合流した時点で政策の窓口が開かれることになる。つまり、合流点に達して初めて問題点が認識され、解決の糸口ができる、政治的な展開を生み、政策の変更へと進むのである。キンダンの言う「政策の企画推進者」の重要な役割は、問題認識と解決策と政治的起動力を一緒にまとめあげることである。しかし、政策の窓口はほんのつかの間しか開かない。この窓口を開く力は政治的変化であるので、すぐに次の新しい政治的変化のためにその窓口は閉められてしまうからである。企画推進者がその機を逃さず一気に成就させないと、次に新しい窓口が開かれるまで待たなければならなくなる。あるいは立法政策案を放棄しなくてはならなくなる。

インタビューにより米国議会と日系市民協会と草の根運動家達の3つの立場を探った。現カリフォルニア州検事総長であるダニエル E. ラングレン (Daniel E. Lungren) は、賠償運動が行なわれていた時期にはカリフォルニア州選出の下院議員で、金銭的損害賠償反対派を先導した。東部カリフォルニア州地区の現連邦警察署長であるジェリー J. エノモト (Jerry J. Enomoto) は被収容者であったが、日系市民協会の賠償活動の立法教育委員会 (Legislative Education Committee) の会長であ

表

キンダンモデル KINGDON MODEL



った。エノモトは1966年から1970年まで全米日系市民協会の会長も務めた。マリー・ツカモト(Mary Tsukamoto)はサクラメントの小学校を定年退職した元教師であるが、彼女もまた被収容者であった。彼女は日系市民協会フローリン支部の賠償コーディネーターとして、この地域でのもっとも活発な広報活動を行った人である。⁵ *Personal Justice Denied*⁶という米国議会作成の戦時中の民間人強制収容関係の資料も調べた。その他の関連書籍、雑誌、新聞記事などの二次的資料も多数利用した。

問題認識の動向—40年前に行われた人権侵害の認識

政府内の立法者と一般の国民が注目する問題は「問題認識の動向」で決まる。問題認識過程は問題認識のための統計資料、プログラムに対する国民の反応、問題に関する出来事や事件、政治的重大局面や象徴的な出来事というような要素により促進される。しかし、その長い過程ははっきりとした展開を見せず、正確には追跡できないことが多い。議会と一般大衆が長年に渡って日の目を見ることがなかった問題に対して新しい光を当てて、これを立法的な解決を要する問題へと変化させるためには、この問題に関する様々な出来事や事件に焦点を当てるこ

とが有益な方法となる。現状とアメリカの理想との間で不一致が見られる場合には、特に価値観を持ち出してその不一致に焦点を当てることが問題の認識に重要な役割を果たす。

日系人賠償運動がいつから始まったのか、その起源を厳密に指摘するのは難しいが、1960年代の公民権運動とベトナム戦争反対運動に源があると言える。その頃、若い日系3世の大学生は、自分たちが日系人であるという特性に気がつき始めた。大半の三世は強制収容された経験はなかったが、彼らはアメリカの強制収容所をナチスドイツと同じ「強制収容所 (concentration camp)」という言葉を用いて表現した。路上での抗議や自由多民族主義などの60年代の政治的傾向の中で、カリフォルニア州の過激派の三世活動家達は、戦時中に行われた人権侵害に対して金銭的賠償を要求した。強制収容された日系人の約70%は二世であったが、1960年代の時点ではほとんどの二世は賠償に対して非常に消極的で、戦時中の経験を公然と話し合うことにも積極的ではなかった。収容所問題に対する典型的な二世の人々の反応は「出る釘は打たれる」や「仕方がない」や「我慢」といった日本人の伝統的な美德を表わす言葉に集約されていた。従って、彼らは初期の賠償活動を非難の目で見ていた。文化的価

価観や政治的な考え方の相異により、二世と三世間では世代の断絶が見られた。二世は収容所問題は密かに沈黙のうちに堪えるべき事件であると考えていた。一方三世は公の政策的解決を必要とする問題であるという見方をした。しかし、三世の考え方が徐々に2世に浸透していく。サンフランシスコ州立大学の教授をしていたエディソン・ウノ (Edison Uno) は賠償運動の父と呼ばれた。彼は二世の考え方の変化を促進した人であった。ウノは1970年の日系市民協会の全国大会に於いて、賠償問題を「重大な問題」であると認めるように迫り、日系市民協会に大きな動搖を引き起こした。しかしながら、1970年代にはあまり具体的な前進はなく、わずかに日系市民協会内に3つの派が出現したというだけに留まった。金銭的賠償に賛成派と、金銭的賠償を含まない補償に賛成派と、賠償という概念自体が恥であり品位を損なうものだと考える反対派であった。反対派の人々は賠償活動に参加することさえ拒んだ。

日系市民協会は戦時中には極めてアメリカに愛国的だったので、一部の日系人の間では非常に不評の協会であった。この日系の民間人団体は1930年に設立された全国的組織の団体である。多分に必要に迫られた結果であったとはいえ、日本軍の真珠湾攻撃の直後に行われた強制立ち退きと強制収容の実施の際に、この協会は米政府に積極的に協力した。また、強制収容された二世に対する軍隊招集に反対する日系人を非難した。⁷ 従って、政治的に進歩的な3世の間では、保守的な日系市民協会は不評で、協会とは別に立法と司法の賠償活動を始める者も出てきた。しかしながら、他の日系人を代表する組織に比べると、日系市民協会ははるかに会員数で上回り、資金力でも政治力でもこの協会をしのぐ他の組織はなかった。日系市民協会は全国116ヶ所に支部を持ち、会員数は28,000となっていた。その70%は二世であった。サクラメント支部の会員は800名、フローリン支部では200名であった。⁸

賠償運動が高まった頃、日系の国会議員は四人いた。ハワイ州選出のダニエル・イノウエ (Daniel Inouye) 上院議員とスパーク・マツナガ (Spark Matsunaga) 上院議員は二人とも民主党員で、第二次世界大戦中の功績により勲章を受けた退役軍人でもあった。カリフォルニア州選出のノーマン・ミネタ (Norman Mineta) 下院議員とロバート・マツイ (Robert Matsui) 下院議員は、いずれも民主党員で、子供の頃に強制収容された経験をもっていた。これら四人の国会議員は日系市民協会と共に法

案作成戦略を念入りに進めた。彼らは最初から金銭的賠償を求めるのではなく、まず議会内に特別委員会を設立するための法案作成をすることにした。1980年7月にジミー・カーター (Jimmy Carter) 大統領がこの法案に署名し、九名の委員からなる戦時中民間人強制収容調査委員会 (Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians) が設けられた。この委員会の任務は大統領令第9066号に関する事実と当時の状況を調査して議会に提言することであった。1981年7月に始まった委員会はアメリカ全土で二十日間に渡る公聴会を開き、被収容日系人と当時の公的機関の高官や軍の高官など総勢750名以上からの証言を集めた。当時三十四歳であったラングレン下院議員はこの委員会のメンバーであった。サクラメント市のツカモト氏はサンフランシスコ市で開かれた公聴会に於いて証言した。この公聴会のおかげで、収容された人々は自分達が体験した精神的ショックを初めて口にした。年老いた日系人が目に涙を浮かべて証言する様子がテレビで放映され、この光景は戦時中にはまだ生まれていなかったアメリカ人が個人レベルで賠償運動を理解するのを助けることとなった。委員会の報告書は *Personal Justice Denied* と呼ばれる359ページに及ぶ冊子にまとめられ、1983年2月に議会に提出された。この報告書は強制立ち退きと強制収容をあらゆる角度から厳密に批判したので、謝罪と賠償請求運動の輪を劇的に広めるきっかけを作った。また、120,313人が耐えた「重大なる人権の侵害」にも焦点を当てており、強制収容を軍事的に正当とする理由をごとごとく論破していた。報告書は強制立ち退きと収容の本当の原因は、人種偏見、戦争ヒステリー現象と政治的指導力の欠如であったと明記した。⁹ これによる日系人の被った有形無形の損害を、1983年時点のドル価値で20億ドルと見積もった。別の独立機関による見積もりでは62億ドルであった。¹⁰ このように委員会による公聴会の報告書は人権侵害と損害の2つに焦点を当てたため、問題認識に大きく貢献した。

人権侵害が行われたことを示す資料が正式に揃ったので、日系人問題とアメリカ人の共有する民主的な価値観との間の明らかな矛盾が現れた。即ち、アメリカは世界で最も民主的な移民者の国家であるので、最高の自由の基準を有し、正当な法的手続きが尊重され、法の前の平等は常に厳密に遵守されるはずだとアメリカ人は考えているのである。そのような価値観を捨てない限り、この賠償を不要な問題とは言えなくなったのであった。*Personal Justice Denied* により日系人賠償運動は今や正義

を尊重し自由を愛するアメリカ人みんなの正当で主流な問題となった。

政策の動向一日系市民協会の解決策

キンダンモデルの言う「政策の動向」の部分では、具体的な解決策が作成され推進される。人は自分の価値観に合った提案を支援するので、その提案の理念が重要となる。政策企画推進者はこの理念にそって議員と一般大衆を教育し、説得もする。この時間がかかり骨の折れる努力が成功すると、次にはタイミング良く議会で解決策を取り上げることが重要となる。院外運動団体や企画推進者は、表面的な活動だけでなく、裏工作活動によっても政策の支援を人々から取り付ける。同時に反対派の緩和化も必要である。法案はアピール性を高め、各種団体をより容易に取り込めるように言い回しが工夫される。このように多様な局面をもち、長時間を必要とする「政策の動向」に於いては、マスメディアが大きな役割を演ずことが多い。

1983年6月に *Personal Justice Denied* で報告された調査結果が一般大衆と議会に浸透した後、委員会より4つの勧告が公表された。この勧告の内容は、(1)生存する被収容者に対して一人当たり2万ドルの補償金を支払うこと、(2)強制収容に対する大統領の署名入の国家の謝罪文を渡すこと、(3)収容所問題に関する教育活動を支援するために基金を創立すること、(4)強制立ち退きを拒んだ少数の日系人に対する有罪判決を撤回すること、であった。委員会の調査結果と議会勧告は、ラングレン下院議員を除く全委員の支持を受けた。ラングレンは、重大なる人権の侵害という基本的な部分には合意したものの、個人的賠償金に対しては激しく異論を唱えた。政府と軍の元高官達は戦時に日系人が米国内で日本寄りの活動をする危険性があったと主張し、委員会の調査結果を非難した。(しかし、戦時にアメリカでサボタージュやスパイ行為を行った日系人は1人もなく、それらの行為に対して起訴されたり有罪判決を受けた者は一人もいなかつた。)このような反対もあり、保守派で軍寄りのいわゆる「レーガン改革派」と呼ばれた人々の時代に、16億ドルを充当する法案が可決されるまでには5年間もの時間がかかった。

委員会の勧告が盛り込まれた自由公民権法という法案が1983年10月に第98国会に提出された。これにより賠償運動はある民間組織の1議題としてだけではなく、ついに政府組織の議題としても取り上げられることになった。

この時、日系市民協会の立法教育委員会会長のエノモト氏は賠償を勝ち取るために2本立ての方策を立案した。1つは議会の内部工作戦略で、もう1つは外部の草の根運動によるキャンペーンであった。初期の段階では、外部の草の根的な支援者向けに収容所に関する教育活動をすることが重要になった。その後、議会での立法活動は法案を「公正」と「平等」というような憲法用語を用いて描写したので、1980年代の保守的な議会の雰囲気とよく合った。このように、イデオロギー的道徳観に基づいた法案は最終的に幅広い支援を集めることができた。

実際、強制収容所の問題は少なくとも憲法の修正条項の8ヶ所と、憲法第一条に示された米連邦政府の権力の範囲を示す条文に違反していた。¹¹日系市民協会が行った民主制度の基本的価値観に基づくアピールのおかげで、様々な組織が賠償を支援するために幅広く協力することとなり、民主党のハト派と共和党の保守派を取り込むことになった。1987年までに政府機関や専門家組織、公民権運動団体、退役軍人団体、宗教団体などの200以上の団体の支持を受けたことは目覚ましいことであった。サクラメント市議会 (Sacramento City Council) もサクラメント郡監督局 (Sacramento County Board of Supervisors) もカリフォルニア州議会 (California Legislature) もこの法案を支持した。¹²逆に反対派は、被収容者の73%がカリフォルニア州に集中していることを指摘して、経済的な問題にのみ焦点を当て、この法案は少数民族だけに利益のあるマイノリティ特権の立法であると主張した。彼らは国家は財政赤字をかかえているので、のような高額な賠償金を支払う余裕はないと言った。

第二次世界大戦で戦った退役軍人の団体はこの案に対する最も大きな反対派であったが、その反対運動は日系二世で編成された第442戦闘部隊 (442nd Regimental Combat Team) の退役軍人団体によって緩和された。第442戦闘部隊は強制収容所からの志願者と徴兵者から編成され、その規模の小ささと兵役の短さの割には、合衆国軍隊史上、最も多くの勲章を受けられた部隊でもあった。そのため二世の退役軍人は、退役海外派遣部隊軍人会 (Veterans of Foreign Wars) による賠償反対運動を緩和することができた。1984年にこの部隊の功績を示す歴史的展示会がアメリカ全土を回り、2世の軍事的役割を示すとともに、彼らの今日の賠償運動の戦いも報道した。サクラメントの退役海外派遣軍人会第8985支部は、全員2世であるが、地方の公立学校を訪問して同様な活動をした。さらに、この賠償法案は下院法案第442号とさ

れ、二世部隊と同じ番号がつけられた。国会議員の中には戦時中に兵役に就いていた者もいたので、二世の退役軍人はその政治的コネも利用した。カンザス州選出のボブ・ドール (Bob Dole) 上院議員も政治的影響力を持つ人だが、彼はイタリアで第442戦闘部隊と共に戦った時、危うく命を落としそうになって、右腕が不自由になった。彼は賠償法案の支持者となった。

日系市民協会フローリン支部のツカモト氏は、現在82才であるが、草の根運動の主力活動家であった。献身的な女性達は基金集め、書簡書き、地元選出の議員の訪問を続けた。フローリン支部で毎年開かれている「記念日 (Day of Remembrance)」は1942年2月の大統領令第9066号の発令を記念する行事で、1983年2月に始まった。この「記念日」は地方レベルでの貴重な行事で、立ち入りできる実物大の収容所の建物を展示して、収容所問題と賠償の解決策を具体的に結び付けた。ツカモト氏の個人的な収容所での体験は、口述記録を集めた *And Justice For All* という本の第1課に収録され、1984年に出版された。1987年にはツカモト氏の *We The People* という自伝も出版された。

1987年に首都ワシントンD.C.のスミソニアン研究所 (the Smithsonian Institute) の米国国立歴史博物館 (the National Museum of American History) で合衆国憲法制定200年記念行事が開催された。憲法制定を祝う特別行事の中で日系人の100年以上に及ぶ経験が展示され、強制収容による人権の侵害が検証された。今日でも開催中の「理想的な国家へ (A More Perfect Union)」という展示場にはツカモト氏の広範囲に及ぶコレクションの中から写真、資料、絵画等が展示されている。こうしてスミソニアン研究所が憲法記念行事と賠償運動を強力に結びつけた。それと同時に、マスメディアは全国的にも、サクラメント地方においても、賠償問題に対する大衆の認識を高めるのに一役買った。すでにカリフォルニア州議会とサクラメント市議会およびサクラメント郡監督局は支給対象者を絞り、より少ない賠償金額を提示した賠償法案を可決しており、その内容が出版物として公表された。これらが助けとなり法案が議会での最終決定に到達するための力が維持された。

政治的動向—絶好の機会を見極めること

「政治的動向」は国家的ムード、組織化された政治力、国政選挙の結果、議会での勢力配分や政府高官の交代により左右される。これらの要素の組み合せにより、議案

が基本的に立案されたり、修正されたりする。議会の審議事項は委員会で十分に検討される多数の法案から成る。議会の決定事項は投票まで持ち込まれた少数の法案から成る。国会での合意の取り付けは議会内政治工作、政治取り引きや政治協定というような活動により達成される。政府高官の個人的な体験や外部の非政府組織主催の行事などは法案の議会提出を早めることがある。政治組織の勢力の変化により、人気のある党の影響力で突然に法案の進行が早まることが珍しくない。

賠償運動の場合、自由公民権法の法案は1983年から1987年まで議会の審議事項の中に残っていた。つまり、第98と第99議会中にこの法案は委員会であやうく葬り去られようとしていた。というのは、政府がこれまでにない累積赤字を抱えている時に、一つの少数民族団体に高い賠償金を割り当てる事になる点が最大の問題点であった。1981年から1989年まで続いたレーガン政権時代の最初の六年間は、国家の保守的なムードにより歳出の抑制と政府活動の制限が強調されていた。すなわち補償金に対して否定的なムードであった。ラングレン下院議員が多数の共和党員と共に唱えた異論は歴史上で不当に取り扱われた民族団体に対する高額賠償の前例となる危険性を唱えたものだった。しかし、ラングレンの念頭にあったアフリカ系アメリカ人とアメリカインディアンに対する不当な取り扱いと、日系人の場合とは比較できるようなものではなかった。この法案は収容された本人だけに賠償金を支払うもので、その子孫は賠償金を受け取ることはできないとしていた。2世とは違って、奴隸やインディアンは米国憲法上の市民権が与えられていなかった。¹³他の反対者は「歴史的訂正主義」という過去の事件を今日の道徳規範で測る考え方自体を批判した。イデオロギー的保守派は戦時中の日系人に対する人権侵害は非難したが、同時に戦後四十年経過した後での金銭賠償には反対を表明した。これらの反対派はこの賠償問題が連邦政府活動の範囲を超えるものだと考えた。たとえアメリカ人の大半が国の謝罪を支持したとしても、賠償金の支払いは日系人に対する優遇措置であり、戦後の納税者に対する逆差別だと考える反対派もいた。

1986年11月の国政選挙で民主党は議会上院の支配権を奪還し、下院での優勢を固めた。この選挙の結果「レーガン改革派」が減ったため、国会内の政治的均衡は賠償法案に対して好意的なムードに戻った。1987年1月に始まった第100議会の人事異動により、委員会のメンバー構成は謝罪と賠償に対する賛成派寄りに変わった。新し

いメンバーが就任すると賠償法案が早々に委員会から提出された。1987年9月17日は合衆国憲法制定200年の実質的な記念日であったが、この日に下院で評決が行われた。下院での審議では、まずカリフォルニア州選出のミネタ下院議員とマツイ下院議員が収容所の生の体験を語り、その時二人とも感情が高まり目に涙を浮かべていた。次に、この法案のうちの2万ドルの支払いを削除したラングレンの修正案の評決が行われ、否決された。そして243対141で下院はこの賠償金法案を可決した。

上院では1988年4月20日によく賠償法案が69対27の賛成多数で可決された。上院での可決が遅れたのは、「ブラックマンデー」と呼ばれた株価の下落により、賠償金の金額に関して新たな疑問が投げかけられたからであった。しかし、議会外で行われていた司法裁判が賠償運動の助けとなった。1980年代に進行中の別の賠償訴訟で提示された証拠で、戦時に強制収容に携わった軍の高官は強制収容が本当に軍事的に必要であったとは全く考えていなかったことが明らかになった。また、270億ドルの賠償金を求める集団訴訟は敗訴となつたが、この訴訟と比較すると、法案に示された賠償金額はずっと安い金額による解決のように見えた。ちょうどこの年は、1988年の大統領選挙に向けての選挙運動の年に当り、共和党的ジョージ・ブッシュ (George Bush) 副大統領と民主党のウォルター・モンデール (Walter Mondale) 前副大統領の二人はキャンペーン中に賠償法案を支持した。

賠償運動で特に目立つ特徴は、法案の政治的進行に対して国会議員の戦時の個人的体験が強い影響を与えたことであった。四人の日系人議員が行なった収容所体験と戦場での活躍についての感動的な話はメディアを通して一般大衆にも国会議員仲間にも繰り返し報道されたので、議員の仲間意識が法案を支持するもう一つの別の要因となった。ミネタ下院議員は中学生の頃にカリフォルニア州サンタアニタ競馬場の一時集合センターの馬小屋でシャワーを浴びた思い出を述べた。まだ一歳にも満たない赤ん坊の時に収容されたマツイ下院議員は、母親が生存恐怖症候群にかかり、彼女が死亡するまでインスタント・ジェリーの箱やトイレットペーパーを押し入れに数百個も保存していた話をした。第442戦闘部隊にいたイノウエ上院議員は、イタリアでの激しい戦闘で右腕を切断した。彼はブロンズ勲章と2つのパープルハートという胸の勲章を受けた。同じように、マツナガ上院議員はイタリアでの血みどろのアンツィオ上陸作戦で二度負傷した。議会でマツナガ上院議員は彼の腕の中で死ん

でいった2世兵士の最後の言葉を思い出し涙声で述べた。その兵士の最大の望みはアメリカ社会の主流に日系人が将来いつか合流できるようになることであった。マツナガ議員の陳述は議会での賠償運動の感情的な頂点となつた。

賠償法案は議会で可決された後、立法化されるにはレーガン大統領の署名が必要であった。しかし、レーガン大統領はこの法案に対して拒否権を行使するつもりだった。1988年の時点でも彼は個人に対する金銭賠償の考え方方に反対であった。しかし、ちょうどその頃、ある賠償支援者がレーガン大統領に1945年にカリフォルニアで起きた1つの出来事を思い出させた。その年ロナルド・レーガンという若い俳優と退役陸軍大尉は、戦場で死亡した2世兵士に対して授与される勲章の授与式に参加していた。その兵士の姉は日系市民協会の活動家で、彼女は1945年の授与式に関する新聞記事の切り抜きとスナップ写真を大統領に送り届けた。これがそれまで法案に拒否権を発動するつもりだったレーガン大統領を動かし、自由公民権法という前代未聞の法案に署名させた。その署名式でレーガン大統領は43年前のその新聞の切り抜きを引用して、「アメリカは人種によらず、理想の追求という理念の基に作り上げられた世界で唯一の国家である。」¹⁴と述べた。

しかし、この賠償運動という終りのない過程は今日も続いている。今年新たに可決された修正案では、アメリカで強制収容された日系ラテンアメリカ人2,000人以上に賠償金を与えた。又、戦争の初期に不当に解雇された少数の日系アメリカ人も、今年から自由公民権法の規定に含められた。来年国会議事堂に近い有名なキャピタル・モールに強制収容所を記念するための特別な記念碑が起工する。また将来アメリカ人がこの人権の侵害を忘れないために、全国の小中学生が収容所の事実を積極的に学習している。

結論

この事例研究はキンダンモデルの主要な論点にそって進めた。このモデルの学術的枠組みは議会内の政治的力関係と議会外活動との相互作用を効果的に説明する。謝罪と賠償という概念は、この枠組みにそって、日系人社会内の非政府組織で出された議題から議会内の決定議案へと、徐々にその階段を昇りつめて行った。自由公民権法の場合、初期の頃、問題の認識、政策、政治という3つの動向がお互いに作用しあいながらも、各々独自の展

開をした。第100議会で政策の窓口が開かれ、3つの動向は合流することになった。政策の企画推進者は収容所に関する問題を賠償法案という解決策にまとめあげたので、この法案の制定が可能になった。価値観と象徴的な出来事はその過程で大きな影響を及ぼした。インタビューした3人の賠償運動活動家は、今日の政治的雰囲気では自由公民権法のような法律の立法は全く不可能な事であると明言している。従って、第100議会で開いた政策の窓口はほんの一瞬開かれた窓口であって、すぐに閉められてしまったのである。つまり、キンダンモデルはこの日系人賠償運動の事例研究にぴったり適用できるモデルと言える。

今日、カリフォルニア州にはアメリカで最も多様な人種の人々が存在しており、どの民族集団も全人口の圧倒的な過半数を構成していない。将来グローバル化がますます進むと、他の国でも同じような人口統計的な現象を経験するはずである。従って、どの少数派の民族でも他の少数民族の民族全部と共同して憲法上の権利を積極的に守ることが必要となる。強制収容とそれに対する謝罪と賠償はアメリカの議会制民主主義の敗北と勝利とを示す。この意味では、この賠償運動は政治的成果の一里塚であり、民主主義の全世界への拡大と深い関係があると言える。賠償運動という具体的な行為を通して、民主主義体制における個人と国家との根本的な関係をはっきりさせることになった。つまり、国民と政府の間には憲法という名の契約があり、政府が理由もなく国民の権利を侵害した場合、それに対して損害賠償をしなければならないということである。さらに、日系賠償運動は民主主義の可能性と義務を示す前例となり、21世紀の新たな民主主義的な考え方の基準となった。

注 ENDNOTES

この論文はカリフォルニア州立大学サクラメント校、政治学科に受理された著者の修士論文(194ページ、尾注324ヶ所)に、新たに最新の資料を加えたものである。和文の論文作成に当たり、山内ひさ子先生と立花均先生より助言と訂正をしていただいた。

1. Michael Doyle, "WWII Internees Make Peace with U.S. Government," *The Sacramento Bee*, 23 August 1998.
2. Richard Abrams, "World War II Internees Still Imprisoned by Guilt," *The Sacramento Bee*, 23

November 1986. 久留米市出身の牛島謹爾は、サクラメント・デルタ地方で「ポテト王」として知られるようになった。彼は第二次世界大戦前に死亡したが、その子孫は戦時にアメリカ内陸部の強制収容所に収容された。

3. Leslie T. Hatamiya, *Righting a Wrong: Japanese Americans and the Passage of the Civil Liberties Act of 1988* (Stanford University Press, 1993), 41.
- Calvin Naito and Esther Scott, "Against All Odds: The Japanese Americans' Campaign for Redress" (Cambridge, MA: Harvard University, John F. Kennedy School of Government Case Program, 1990), 7.
4. John W. Kingdon, *Agendas, Alternatives, and Public Policies*, second ed. (New York: HarperCollins, 1995).
5. Bill Underwood and Jan Haag, "Coming Home," *Sacramento News & Review*, 24 August 1995. この他、サクラメント地方の日系アメリカ人十数名にインタビューをした。
6. *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians* (Washington, D.C. : U.S. Government Printing Office, 1982).
7. Frank Abe, "Report Says Wartime JACL Leaders Collaborated," *Rafu Shimpo*, 12 June 1990.
8. Judy Tachibana, "Civic Club Lacks Appeal to Grandchildren of Nisei," *The Sacramento Bee*, 5 July 1988.
9. *Personal Justice Denied*, 18.
10. "The Japanese American Experience: A Lesson in American History," second printing (San Francisco: Japanese American Citizens League, National Education Committee, 1994), 10.
11. 同上, 53-57.
12. Hatamiya, 199-203.
13. Hatamiya, 55-56. 奴隸貿易は私的な企業であったし、またアメリカインディアンは主として独立国家同士の協定が破られたため不当な扱いがなされた。
14. Naito and Scott, 27. 注3参照。

参考文献 Selected Bibliography

"Continuing Traditions: Japanese Americans; Story of a People, 1869-1992." Sacramento Regional Japanese American 1992 Exhibit. Sacramento History Museum Association, 1993.

Daniels, Roger, Sandra C. Taylor and Harry H.L. Kitano, eds. *Japanese Americans: From Relocation to Redress*. Rev. and updated. Seattle: University of Washington Press, 1991.

Hatamiya, Leslie T. *Righting a Wrong: Japanese Americans and the Passage of the Civil Liberties Act of 1988*. Stanford: Stanford University Press, 1993.

Hohri, William Minoru. *Repairing America: An Account of the Movement for Japanese-American Redress*. Pullman, WA: Washington State University Press, 1988.

Irons, Peter, ed. *Justice Delayed: The Record of the Japanese American Internment Cases*. Middletown, CT: Wesleyan University Press, 1989.

"The Japanese American Experience: A Lesson in American History." Second printing. San Francis-

co: Japanese American Citizens League, National Education Committee, 1994.

Kingdon, John W. *Agendas, Alternatives, and Public Policies*. Second ed. New York: HarperCollins, 1995.

Naito, Calvin and Esther Scott. "Against All Odds: The Japanese Americans' Campaign for Redress." Cambridge, MA: Harvard University, John F. Kennedy School of Government Case Program, 1990.

Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians. Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1982.

Tateishi, John. *And Justice For All: An Oral History of the Japanese American Detention Camps*. New York: Random House, 1984.

Tsukamoto, Mary and Elizabeth Pinkerton. *We The People: A Story of Internment in America*. Elk Grove, CA: Laguna Publishers, 1987.

Weglyn, Michi. *Years of Infamy: The Untold Story of America's Concentration Camps*. New York: William Morrow, 1976.